

宅配の再配達削減に向けた検討について

国土交通省物流審議官部門

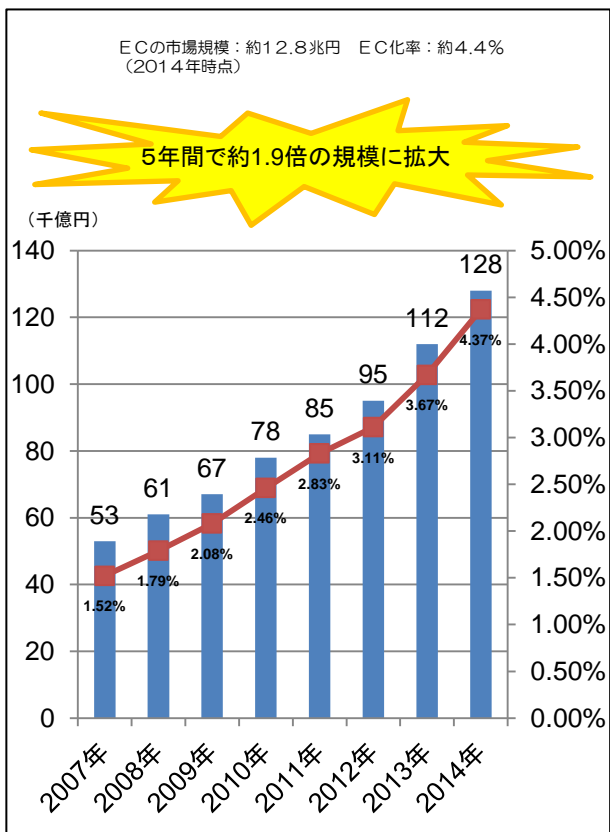
物流政策課企画室

平成28年11月25日

宅配の再配達削減

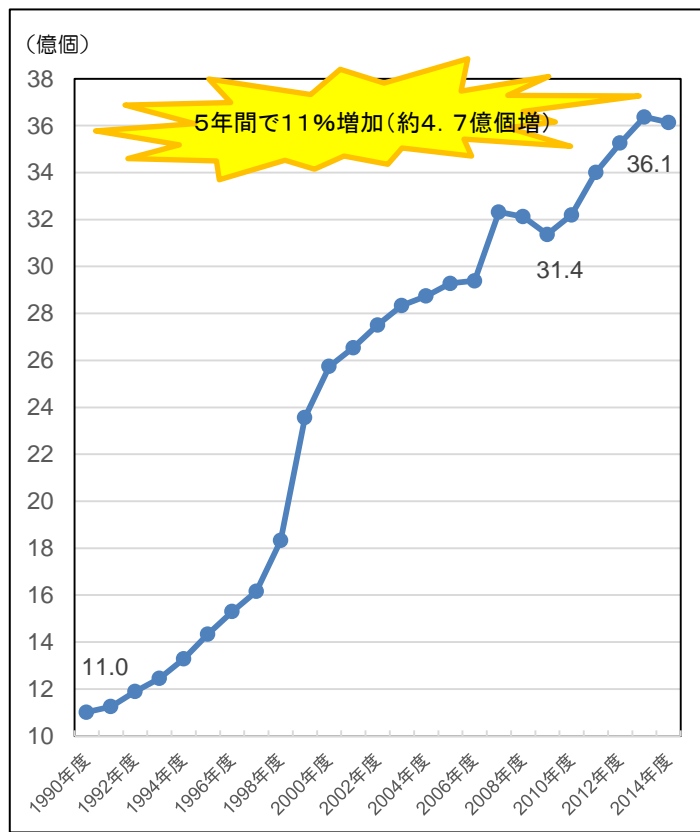
- 消費者の生活スタイルの変化に合わせ発展してきた電子商取引(EC)市場の拡大に伴う宅配便の取扱件数の増加とともに、配達時間が指定されている場合を含め、宅配貨物の不在再配達は全体の約2割発生している。
- 物流分野における労働力不足が懸念される中、今後もEC市場の拡大が見込まれることから、再配達を削減し、物流を効率化することが必要となっている。

【EC市場規模の推移】



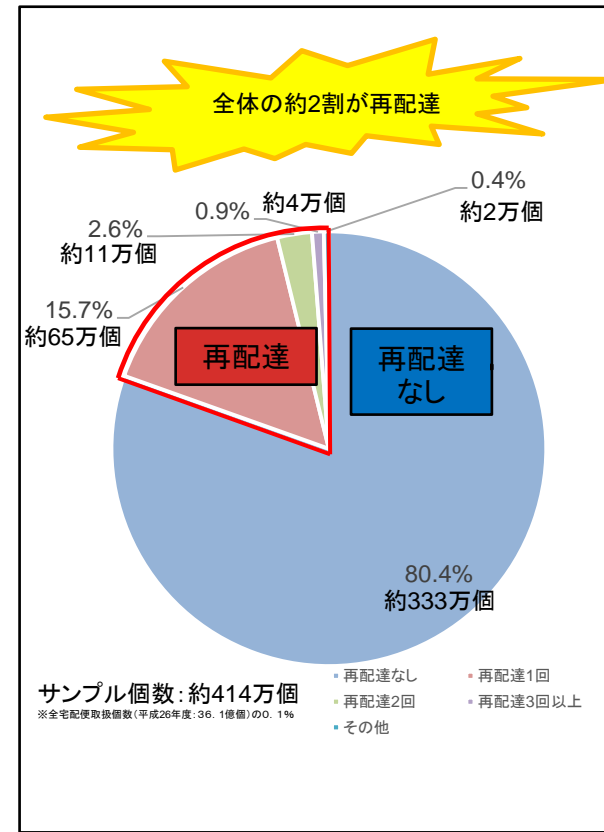
出典：経済産業省「電子商取引に関する市場調査」

【宅配便取扱実績の推移】



出典：国土交通省「平成26年度宅配便等取扱個数の調査」
注：2007年度から郵便事業(株)の取扱個数も計上している。

【配達完了までに要した再配達回数】



(平成26年12月 宅配事業者3社によるサンプル調査)

趣旨

- 電子商取引(EC)市場の拡大に伴い宅配便の取扱件数が増加するとともに、受取人の不在等による再配達が増加している現状を踏まえ、物流分野における二酸化炭素排出量を抑制するとともに、労働力不足に対応するため、再配達の削減を通じた物流の効率化を推進する必要がある。
- 一部の事業者による既存の対策に加え、再配達対策が更に推進されるよう、宅配事業者、通販会社等で構成される委員会を設置し、宅配の受取方法の多様化の促進等を通じた再配達の削減に向けた現状把握、要因分析を行うとともにこれらに基づき諸課題及び対応の方向性に関する検討を行った。

検討会内容

【第1回】平成27年6月5日：
(内容)再配達の現状把握、
アンケート調査内容検討



【第2回】平成27年8月25日：
(内容)アンケート回答の状況、社
会的損失の試算、論点等の整理



【第3回】平成27年9月25日：
(内容)アンケート回答の結果、
報告書とりまとめ 等

委員

- | | |
|-------------|---|
| (有識者) | 流通経済大学矢野教授(座長)、読売新聞東京本社永峰編集委員、八洲学園大学池内教授、早稲田大学研究戦略センター澤谷教授 |
| (宅配事業者) | ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)、日本郵便(株) |
| (通販会社) | アマゾンジャパン(株)、楽天(株) |
| (総合商社/コンビニ) | 伊藤忠商事(株)、(株)ファミリーマート、三菱商事(株)、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン |
| (ロッカー会社) | (株)フルタイムシステム、日本宅配システム(株)、(株)豊田自動織機 |
| (自治体) | 東京都環境局 |
| (業界団体) | (一社)日本物流団体連合会、(公社)日本通信販売協会、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)不動産協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会 |
| (行政) | 国土交通省物流審議官部門、自動車局貨物課、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ |

- ・電子商取引の急速な発展に伴う**宅配便取扱個数の急増**(5年間で15%増)
- ・**トラックドライバー不足の顕在化**の中、**宅配便の約2割が再配達**となっている現状

再配達による社会的損失の発生

CO2排出量約42万トン増

- ・ 営業用トラックのCO2排出量の約1%
- ・ JR山手線の内側の約2.5倍の面積の杉林の年間吸収量に相当

トラックドライバーの労働時間増

- ・ 年間約1.8億時間、年間9万人(トラックドライバーの約1割)に相当する労働力が再配達で消費

検討の基本的考え方

- 1) 電子商取引の急速な発展に支えられた宅配便サービスへの需要の増加に対応した**宅配の持続可能性**の必要性
- 2) 再配達による社会的損失の発生と**ドライバー不足対策**と**地球温暖化対策**の必要性
- 3) 受取方法の多様化等**消費者利便の向上**を通じた再配達削減に効果的・効率的に取り組むための**関係者の連携**の必要性

再配達削減に向けた具体策

1. 消費者と宅配事業者・通販事業者との間のコミュニケーションの強化

- ・ 配達日時の確認・通知の徹底
- ・ 配達日時指定の変更容易化
- ・ 配達日時指定の無料化
- ・ 配達時間の延長等

2. 消費者の受取への積極的参加の推進のための環境整備

- ・ 社会的損失の試算結果の理解促進
- ・ ポイント制等のメリット付与

3. 受取方法の更なる多様化・利便性向上等の新たな取組の促進

- ・ コンビニ受取の利便性向上
- ・ 宅配ボックスの普及
- ・ 鉄道駅等の活用

4. 既存の枠組みを超えた関係者間の連携の促進

- ・ 緩やかなコンソーシアムの枠組の活用
- ・ 既存の取組の相互利用